

2026年度 集中治療認証看護師制度 認証更新の手引き  
－ 2022年度 認証者対象 －

一般社団法人 日本集中治療医学会  
学会認証看護師制度委員会

日本集中治療医学会は集中治療認証看護師制度規則に基づいて、集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の更新審査を行います。

**更新審査申請受付期間：**

**集中治療認証看護師（ICRN）**

2026年8月頃を予定しています。

**集中治療認証看護師－知識認証（ICRN-K）**

2026年8月頃を予定しています。

**<更新審査申請について>**

Web申請フォームからの更新審査申請となります。

**<問合せ先>**

集中治療認証看護師制度の更新審査方法や制度に関するお問い合わせは、  
日本集中治療医学会 ホームページの「お問い合わせ」から送信をお願いいたします。

<https://www.jsicm.org/contact/>

お問い合わせ種別：集中治療認証看護師

ホームページの「お問い合わせ」が使用できない場合は、下記のメールアドレスに、  
問い合わせメールでご連絡願います。なお、メールの件名を「集中治療認証看護師に関する問い合わせ」  
としていただけますようお願いいたします。

一般社団法人 日本集中治療医学会事務局

E-mail : icrn.office@jsicm.org

## <認証の更新について>

集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の有効期間は認証書交付日から、認証を受けた年度の4年後にあたる年度の3月31日までです。2022年度の認証取得者は2026年度に更新の手続きが必要となります。認証取得者で有効期間を超過し、認証が失効している場合は再度、受験が必要となります。継続して集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を得ようとする者は、更新申請書類を学会認証看護師制度委員会に提出し、更新手続きを行わなければなりません。

### 更新の要件：

集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を更新するためには、以下の臨床経験および継続学習ポイントが必要です。条件により更新できる資格が異なるため、ご確認下さい。更新の要件として、日本集中治療医学会の会員であることは問いません。

#### 1. 集中治療認証看護師(ICRN)として更新する場合

集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証取得者で、以下の2つの条件を満たす場合は、集中治療認証看護師(ICRN)として認証を更新できます。

1) 臨床経験：基準を満たす治療室で重症患者の看護を行った経験が、認証された年度（2022年）の4月1日から更新前年度（2025年）の3月31日の期間において320時間以上であること。ここでの重症患者の看護とは、直接的な看護を含んでいれば研修および支援でも構いません。

2) 継続学習ポイント：認証書交付日から更新申請時まで、日本集中治療医学会の指定する研修を修了し、そのポイントが100ポイント以上であること。

継続学習ポイントは、A：疾病管理と臨床判断・EBP、B：ケアリング・代弁者・道徳的主体者、C：コラボレーション・マネジメント・教育、D：自由選択（A・B・Cのどのカテゴリーから得てもよいポイント）の4つのカテゴリーに分類し、カテゴリー毎に必須ポイントを設定しています。必須ポイント（Minimum）は、A：40ポイント、B：20ポイント、C：30ポイント、D：10ポイントの合計100ポイント以上となります（図1参照）。指定研修以外の、学会発表（日本集中治療医学会）や各所属機関における活動（リーダー業務やプリセプターシップなど）もポイントとして申請可能です。



図1 継続学習ポイントの 카테고리分類と必須ポイント

継続学習ポイントに該当する指定研修や各所属機関における活動とポイントの詳細については、別表をご確認ください。なお、学術集会参加によるポイントの換算は、以下の通りです。学術集会参加（学術集会と支部学術集会の合計）によるポイントには上限があり、上限に達した場合、それ以上のポイントを加算することはできません。

学術集会参加1回につき A：20ポイント、B：10ポイント、C：15ポイント、合計：45ポイント

支部学術集会参加1回につき A：10ポイント、B：5ポイント、C：5ポイント、合計：20ポイント

学術集会参加のポイント上限 A：40ポイント、B：20ポイント、C：30ポイント

各所属機関における活動については、A・B・Cの各カテゴリーでの上限が5ポイントとなります。上限に達した場合、それ以上のポイントを加算することはできません。

## 2. 集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)として更新する場合

集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証取得者で、上記の継続学習ポイントの条件（1－2）のみを満たし、上記の臨床経験（1－1）の条件を満たさない場合は、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)として認証を更新できます。

## <更新審査について>

更新審査は、更新申請書類の書類審査です。更新審査の結果は、申請者全員に2026年の更新審査申請受付期間までにメールでお知らせします。Web申請後、更新審査料納入のお知らせを事務局より送付します。更新の際には登録料は徴収いたしません。

## <更新審査手続き>

### 更新審査申請受付期間：

#### 集中治療認証看護師（ICRN）

2026年8月頃を予定しています。

#### 集中治療認証看護師—知識認証（ICRN-K）

2026年8月頃を予定しています。

Web申請フォームからの更新審査申請となります。

### 更新審査料納入：

Web申請後、更新審査料納入のお知らせを事務局より送付します。

更新の際には登録料は徴収いたしません。

### 更新審査料：

集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師—知識認証(ICRN-K)の更新審査料

会員 4,000 円（消費税込）

非会員 5,000 円（消費税込）

既納の更新審査料は返却致しかねます。

## 更新申請書類：

### 1. 集中治療認証看護師更新申請書

Web申請フォームより入力します。

**集中治療認証看護師（ICRN）**として更新する場合のみ、臨床経験証明フォームの入力が必要となります。

臨床経験証明フォームでは、認証された年度の4月1日から更新前年度の3月31日の期間において、320時間以上、基準を満たす治療室で重症患者の看護を行ったあるいは、研修および支援等として重症患者の看護を行った経験があることを証明するために、治療室の看護師長（または副看護部長・看護部長）に上記の臨床経験の証明に関する同意を得た上で、治療室の看護師長（または副看護部長・看護部長）の所属、職位、名前、電話番号、メールアドレス（任意）を臨床経験証明フォームに記載する必要があります。記載された治療室の看護師長（または副看護部長・看護部長）には事務局から確認の連絡をする場合があります。

基準を満たす治療室とは、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定している治療室です。事前にご確認ください。

継続学習ポイントの情報を入力する必要があります。

### 2. 継続学習ポイントの証明書類：セミナー受講修了証など

Web申請時に、継続学習ポイントの一覧表に必要事項を入力し、継続学習ポイントを証明する書類をアップロードする必要があります。

証明書類では、学会参加の場合は「参加証明書」、研修参加の場合は「修了証」などが必要となります。参加時に発行された証明書類をお手元に保管しておいてください。

#### <Web申請フォーム>

指定の「Web申請フォーム」にアクセスします。「Web申請フォーム」より、必要事項の入力と、必要書類のアップロードを行います。「Web申請フォーム」入力が完了すると、入力完了メールが届きます。

下記項目の入力が必要ですので、あらかじめ確認しておくことをお勧めします。

■更新申請者／メールアドレス

■更新申請者／氏名

■更新申請者／氏名 フリガナ

■現在の認証資格／集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)

■認証番号

■更新を希望する認証資格／集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)

■勤務先／施設名（勤務者のみ入力）

勤務先／所属名(部科等)

勤務先住所

郵便番号：

都道府県：

市区町村番地：

ビル名：

■緊急時連絡先電話番号

資料等の郵送先を上記以外で希望される場合の住所

■住所

郵便番号：

都道府県：

市区町村番地：

ビル名：

■日本集中治療医学会会員

会員のみ会員番号

-----  
臨床経験証明フォーム \*集中治療認証看護師（ICRN）のみ必須

-----  
集中治療認証看護師（ICRN）で更新を希望する場合は必須です。

治療室の看護師長（または副看護部長・看護部長）に上記の臨床経験の証明に関する同意を得た上で、「所属、職位、名前、電話番号、メールアドレス（任意）」を臨床経験証明フォームに記載する必要があります。認証された年度の4月1日から更新前年度の3月31日の期間において、320時間以上、基準を満たす治療室で重症患者の看護を行ったあるいは、研修および支援等として重症患者の看護を行った経験があることを証明するためのものです。必ず、治療室の看護師長（または副看護部長・看護部長）の承認を得て入力してください。入力された治療室の看護師長（または副看護部長・看護部長）には事務局から確認の連絡をすることがあります。320時間の証明ができれば、それ以上の期間の入力は必要ありません。

-----  
継続学習ポイント

-----  
継続学習ポイントの一覧表（受講年月日、セミナー名称、カテゴリー、該当ポイント）

-----  
**登録情報の修正について**

-----  
住所等の登録情報に変更が生じた場合は、事務局にご連絡ください。